

平成30年度^(※1)から、 医療保険料の軽減率が変わります

75歳以上^(※2)の方の保険料は、

(※2)一定の障害があると認定された65歳から74歳までの後期高齢者医療制度の被保険者の方を含みます。

- ① 年収に応じて納めていただく部分 **所得割** と、
② 全員に納めていただく定額部分 **均等割** があります。

⇒ 平成30年度^(※1)から、75歳以上の方の軽減率が下のようになります。

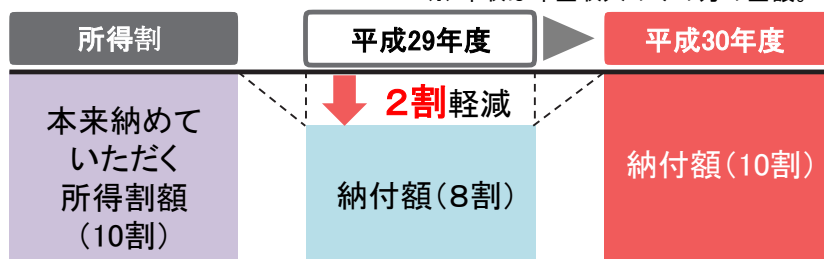
(※1) 平成30年度の保険料改定により、皆さまの保険料の支払い額が変わるのは、振込み・口座振替等の方で7月から、年金引き落としの方で10月からとなります。(8月から変わる場合もありますので、市町村から届けられる仮徴収変更通知書をご覧ください。)

1 所得割が変わる方

年収 約153～211万円の方

※ 年収は年金収入のみの方の金額。

平成29の所得割は、
特例的に**2割軽減**されていましたが、
平成30年度から本来納めていただく
所得割額になります。
(均等割の定額部分は変わりません。)



2 均等割が変わる方

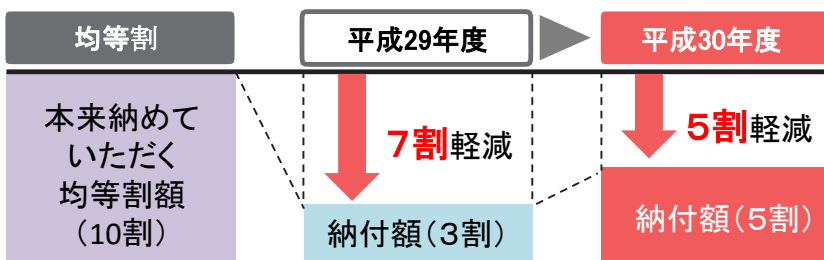
元被扶養者で、特定の要件に該当する方

元被扶養者とは 75歳になる前日に、ご家族の会社の健康保険、共済組合などで被扶養者であった方

特定の要件の例 単身の方であれば、年金収入が168万円を超える方など
75歳以上の夫婦2人世帯であれば、一方の年金収入が168万円を超える場合など

平成29年度の均等割は、
特例的に**7割軽減**されていましたが、
平成30年度は**5割軽減**になります。

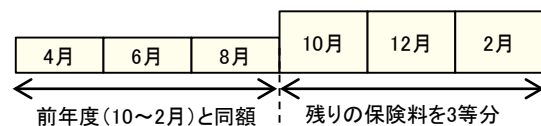
※ただし、元被扶養者であっても、世帯の所得が低い方は、均等割の軽減（9割軽減、8.5割軽減）が受けられます。



保険料を年金からの引き落としで納めている皆さまへ

年金からの引き落としの場合、
前半(4月・6月・8月)の保険料は前年度と同じ額を引き落とし、
後半(10月・12月・2月)で残りの保険料を調整します。
そのため平成29年度よりも平成30年度の保険料額が増える方
についても、**実際に引き落とし額が増えるのは、10月からです。**

平成30年度の保険料の引き落とし金額



※ なお、8月から変わる場合もありますので、市町村から届けられる仮徴収変更通知書をご覧ください。

お問合せは
こちらまで

- 大阪府後期高齢者医療広域連合
- お住まいの市区町村の後期高齢者担当窓口
- 保険料の詳細な内容は、厚生労働省のホームページでもご覧いただけます。ホームページへは、こちらのQRコードから →



厚生労働省

医療保険料の軽減率の見直しについて

Q なぜ保険料の軽減を見直すのですか？

A 高齢者と若者の、世代間の公平を図るためです。

75歳以上の方の保険料が軽減されていることにより、若者は医療費が少ないにもかかわらず、高齢者よりも高い保険料を納めています。高齢者と若者の世代間の公平を図るため、75歳以上の方のうち負担能力のある方には、ご負担をお願いします。

Q 保険料はどのくらい増えるのですか？

A 7月に送付される保険料額決定通知書でご確認ください。

毎年7月に、ご加入の保険者から、保険料額決定通知書が皆さまに送付されます。その通知書に、その年度の保険料が記載されますので、ご確認ください。詳しくは、ご加入の保険者にお問い合わせください。

Q 元被扶養者と、そうでない場合では、どれくらい保険料額が違うのですか？

A 元被扶養者の方の保険料は、収入額にかかわらず軽減されています。

元被扶養者の方は、年収があってもなくても、均等割額が7割軽減（平成29年度時点）されています。一方、元被扶養者でない方は、年収に応じて保険料をご負担いただいています。

しかし、元被扶養者の方も、元被扶養者でない方も、同じ後期高齢者であることから、今後は、世代内の公平を図るため、段階的に軽減を見直していきます。

Q 私は元被扶養者なのですが、保険料は必ず増えるのですか？

A 元被扶養者の方でも、世帯の所得が低い方は、低所得者の軽減が適用されます。

元被扶養者の方は、平成30年度は、均等割が5割軽減になります。

しかし、元被扶養者であっても、世帯の所得が低い方は、均等割が9割軽減される場合や8.5割軽減される場合があります。

詳しくは、毎年7月にご加入の保険者から送付される、保険料額決定通知書でご確認ください。

